

平成26年度 堺市障害者自立支援協議会 第2回 障害当事者部会 議事概要

日時	平成26年5月28日(水) 14:00~16:20
場所	堺市総合福祉会館 5階 第2研修室
出席者 (敬称略)	茅原、白石、辻本、帛田、野崎、松本、丸野、梅田、前田、三田
欠席者 (敬称略)	佐野、川淵、谷口、吉村
ゲスト参加	【選挙管理委員会】浦宗、新家、三谷
支援者	ボランティア1名
事務局	【堺市障害施策推進課】森、杉本
事務局補助	【総合相談情報センター】黒木、上田
傍聴	なし

※投票所のあり方について部分のみ抜粋※

● 投票所のあり方について

【三田会長から】

- 堺市障害者施策推進協議会において、長期計画作成の際に、当事者から「選挙に行き辛い」という意見が出ていた。皆さんが普通に選挙できるためには、「何が必要か」を考えることが必要であるという話になり、今回、選挙管理委員会の方々が当事者の意見を聞くために参加された。

【選挙管理委員会担当者から】

- 資料に沿って説明された。
- 今回頂く意見を元に、出来るのもから平成27年4月の統一地方選挙から実施させて頂きたいと思っている。

【意見交換】

- 投票用紙に字が書きにくい人は、職員が本人に代わって書くことになるが、職員に投票した候補者名が知られてしまうことになってしまう。秘密は守られる？
⇒【選挙管理委員会担当者から】代理投票という制度上、職員に候補者名を伝えてもらわないと書くことができない。職員は必ず秘密を守りますので安心してください。予め決められた2名の職員は、他人に聞かれないように少し離れた場所へ移動し、1名が本人から意思を確認し投票用紙に記載する。もう1名が、記載内容に間違い無いかどうか、本人に代わって確認する。どなたが代理投票されたかを記録に残している。
- 知らない人より身内とか、よく知っている方に投票用紙に記載して貰っていい？

- ⇒【選挙管理委員会担当者から】本人が投票用紙に記載し難いのであれば、代理投票をして欲しい。職員に意思表示が伝えにくいのであれば、候補者名を記載したメモ用紙等を職員に示していただき、職員に委ねて欲しい。
- 郵便投票は、身体障害者の一部しか認められていない。慣れていない場所で不安になったりするので、
重度知的障害者や精神障害者も郵便投票できるよう、認めて欲しい。
- ⇒【選挙管理委員会担当者から】「郵便等による不在者投票」は、身体障害の部位によって1級2級や内臓疾患等の限定された方しか、自宅での投票ができない制度になっている。あくまでも投票当日に投票所に行っていたか、期日前投票で各区役所に行き投票していただくのが基本原則です。ただ、障害があり、どうしても投票所へ行くことが危ない方に対して、設けられたのが「郵便等による不在者投票制度」の意味合いである。行くことがしんどい方や重度知的障害者が居られるが、この「郵便等による不在者投票制度」は、ごく限られた人しか利用できないこととなっており、これは国が決めているので堺市がどうすることも出来ない。- 投票所で、ヘルパーが投票所に入るのは大丈夫だが、ヘルパーが投票用紙に代わりに候補者名を書くのがだめであれば、聞き慣れていない人だと聞き取りにくい。言っていることが聞き取れるか不安である。合理的でない。自分のヘルパーに書いて貰うべき。
⇒【選挙管理委員会担当者から】代理投票は、第3者が投票者の意思と違う候補者名を記載する可能性があるため、そのような行為を防ぐため、投票所の職員が2名で行うこととなっている。
- 指差しや紙に記載して貰い、意思表示しても、絶対公平で誘導しないと切り切れるのか、普段接しているヘルパーの方が信頼できる。
- 法律の規定により定められた中で、堺市として少しでも良くしようと努力している。
- 自分の体験から投票用紙に書けないし、話していることが伝わりにくい不安が高いということ。
- 障害者の投票権をいかに確保するか。
- 指定された投票所以外のバリアフリーのある施設に投票へ行っても良いのか？
⇒【選挙管理委員会担当者から】指定以外の投票所では投票出来ない。期日前投票を利用し、区役所で投票することは出来る。
- 手話通訳の派遣の仕組みはどうなっているのか？
⇒【選挙管理委員会担当者から】「白バラさかい（投票所入場整理券と同封の広報誌）」、「広報さかい」
で広報を行っている。電話での事前予約制。どこの投票所でも可能である。
- 期日前投票を利用している。選挙管理委員会は、不正を排除するため監視しているところで、出来る範囲の情報を集めているところだと分かった。例えば、長期海外出張の方が不在者投票を利用できると聞いたが、それを崩して、障害者にも利用できるようにし

たら？色々なバリエーションの郵便投票が出来れば良いと思う。条件として締切日を半月・一週間前までとしたら幅が広がると思う。

⇒【選挙管理委員会担当者から】長期海外出張の方は、在外選挙人という別の制度があって、在外公館で投票し、航空便で送ってくる制度。日本国内では、不在者投票制度があり、営業で回っているサラリーマン等が営業先に長期滞在していることで投票できない場合は、請求頂いたら滞在先のビジネスホテル等に投票用紙等を送付し、証明書と一緒に滞在先の市役所等内の不在者投票所で投票し、滞在先の選挙管理委員会が、その後、堺市に投票用紙が郵便で送られてくる制度がある。

- 長期に入院・入所・閉鎖病棟の方はどうなるんだろう。
 - あまり投票に行かない。字とか、口で言われてもすぐ忘れしまう。何を書いたらいいかわからない。選挙に行きたいけど、案内してくれる人がいない。
 - 代理投票の際、職員2人で確認するということが、一人はヘルパーが良いのではと思った。
 - 投票は、自分で何とか書くので困ったことはないが、バリアフリーではないところがあるので困る。車椅子の人数が少ないのでわざわざ回覧版に掲載することはないのかもしれないが、車椅子でも安全に行けるように、バリアフリーマップを事前に順路等の案内があれば高齢者にも良いと思う。
 - 郵便でしようかと思ったが、結構面倒くさいことがわかったこと、近くの小学校も投票に行くのもちょっと遠いこと、小学校に入ってから距離があること、そういうこともあって、この4、5年は、期日前投票で役所に行く方が手っ取り早い。デメリットとしては、電車代がかかってしまう。
 - 投票所内では、きっちりと職員さんが付いてくれて、自分で書くときに押さえて貰ったり、出来るだけ見られないようにしたりしていた。投票所内の話もあるが、投票所へ行くまでの話の方が大きいと思った。
 - 精神障害・発達障害がある方についての記載がないが良いのか？
 - 当事者部会で話し合っ、より皆が分かりやすいものはどうなのか、当事者部会の委員が一番良く分かるので、意見を集約して、お渡したいと思います。
- ⇒【選挙管理委員会担当者から】随時、問合せを頂いても結構ですし、次回の選挙で、全部しなければならぬというものでなくて、随時年度ごとに良くしていく。最終的には誰もが、気軽に投票できる投票所をつくるのが事務局の思いですので、どんどん言って頂いて、僕らが気づかない所が随分多いので、「ちょっとした配慮があれば来ていただけるのに…」というのわからないので、出来ることをして行きたいと思っていますので、ご意見頂けたらと思います。

以上